

45.2.5

NO.62

発行 佐井村役場

広報さ い

人 男 2533

口 女 2611

1,038世帯

被害額 1億4千万円

台湾坊主により

またも被害

日本の南海上で発生した低気圧「台湾坊主」は、日本列島を北上し、各県に大きな被害をもたらした。

被害家屋 140戸 3,397戸

当村でも、昨年八月には台風九号により大きな痛手を蒙ったが、一月三十と三十一日にはまたもこの台湾坊主により各河川が氾濫し、床上浸水三ハ、床下浸水が百ニカにものほり、村道西海岸線（蔵谷く牛滝）も数箇所が崩落のため福浦も数箇所が交通が杜絶した。昨年は大佐井橋が欠損し「早急にこの復旧を」とさけはれていたが、この降雨によりまたも氾濫、同じ被害を受け「早く大佐井橋の復旧をしなければ降雨のつ

ど安心してねむれない」の声がかかるようになった。福浦、牛滝でも昨年と全く同じく、部落内が河川と化してしまった。

大佐井、古佐井西河川の川原の林地が洗堀されをため河川内には数十本の杉が横たわっていた。

このように降雨のつどの心配は一日も早くなくしたいものであるが、「山が坊主になつたから」「河口を掘り下げれば」「脚のない橋をかければ」との声は多く村民の間で語られている。

うですが、これらの復旧については関係機関と協議し

一日と早く復旧されるよう村としても努力しています。

旧年度に係る国民年金

保険料の納付は

国民年金保険料の納付は昭和三六年四月から開始されており、年金給付はあくまでも納付月数及び免除月数が基礎となつて計算されます。（但し免除期間に係る支給額は、算出基準額に免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額となっております。）

そこで、去る十二月の国会で国民年金法が改正され国民年金保険料と、昭和四五年七月から（現行の二百五十円、三百円、四百円、五百円、六百円）の納付は、昭和四五年七月以降になると四百五十円納付しなければならぬ。すなわち、旧年度に係る保険料の納付は、昭和四五年六月までに納付下さるようおねがいします。

年金係

旧年度令（未納又は免除

印かんを大切に

印かん証明は本人が

印かん証明書は、金銭貸借、保証、登記など直接個人の財産に影響するたいせつなものです。

印かん証明事務を担当している私をみれば、その発行には細心の注意をしていますが、利用する皆さんも印かん登録や、証明書の交付申請のときは本人が直接手続きされることを望みます。病氣などで止むを得ないときは代理人に委任できますが、この場合は特に慎重に取扱ってください。

これまでにも、妻が夫の財産を勝手に自分の名義に貸してしまつた事件、むすこが親の印かんを勝手に持ち出してお金を借りた事件などが他であります。昨年一年間に七十七件の代理人による印かん証明があります。

したが、この人たちは印かん証明のたいせつなことがほんとうに判っているのだろうかと言いかしげになります。

とくに、代理人で救済の証明書を請求される場合などはその委任状が正しいものかどうか神経質になるほど私たちは慎重を期しています。

「急ぎの用事に向にあわないうしとか、」役場はめんどうな所だ。などと非難される方もありますが、お互いに不幸な事故を起こさないために印かんをたいせつに保管し、他人には、みだりに貸すことのないよう注意したいものです。

総務課 原

考古展をみて

長後 大石健次郎
お伺し知らない。

去る一月二八日、研修所で「目でみる大昔の佐井展」が、興本静一氏、佐井中の岩本先生、岡・内田耕一氏らの篤志と、教育委員会により催された。

見学者には静かなムードのうちに向か「深い」ものを感じてたと思われる。

佐井村の黎明期である何千年か前の縄文時代といわれる人々の生活用具である漆器・土器・石器・石槍・石鏃・石錐・銚石・石冠の類や、食料としたシカ・イノシシ・アシカなどの骨片の展示品には、親切な解説文がそ

えられ、佐井出土品のごく小規模のものではあったが、「百圓は一見」にして判かる仕組みであった。

私は考古学については、今な

しかし昭和三十七年、国立上野博物館や四、五の各大学考古資料を見てから、佐井出土品の解明と保護は、大へん重要であることを知り、今修

一氏らとその収集を語り合ひ、独学をつづけた。この間にもたくさんのお重物が消え散つていくのを残念に思い暮した。

当時は土器の破片を「昔の人のおロイ」などという人々あり、その価値は宮本武蔵氏など数人より認める者はなかった。

教員団にもこの方面の学究はなく、さびしい限りであつたが、興本静一氏が教育長となるや、急速に収集と解明が進み、岩本先生赴任後は一段と専攻的精度が高められ、や

がて新村誌の幾ページかにその謎が明らかになるはずである。

先年、慶応大学江坂グループによる佐井発掘があり、かなりの収得品があつた。いが、奇怪なことには、地元の究明者である奥本・岩本氏らには無連絡であり、その学術的詳細はあまり知られていない。

江坂グループの行為はどのような手続きをもつてなされたものか、どうして奥本・岩本氏らが関知しなかったのかは別として、将来、郷土館とか博物館が作る

新入所児童 受 付

昭和四五年年度保育所入所児童の申込受付を次のとおり実施致します。

尚、申込用紙は後番一番窓口または保育所にあります。

記

れたなら断叫として返さるべきである。

考古学は地味な学問であり、大平洋戦争後、急に発達した。

昭和四年ごろ、二万数千年前といわれる旧石器(岩宿・陶・東口・公層)発見など目ざましいものがある。あの日の展示品の素朴な鑑目のついた土器、一見して路傍にあるような石器、獣骨片などは、われわれの今日の文化の「根源」と「出発」の贗品であり、必死で生きたであろう原始の体臭と胎動を伝える。佐井歴史のカーページを解明しつつある前述の方々と教育委員会に深くおれを申しあげる。

- 一、保育所名 佐井村保育所
- 一、定 員 九〇名
- 一、対象児童 満一歳六か月就学前の児童
- 一、受付期間 二月十日～二月二十五日
- 一、受付場所 一番窓口(保育所)

新入所児童の交通安全

保護者の知っておくべきこと

ことしの県内の新入所児童は、およそ二六・九一の名となっており、このほか幼稚園等へ入るこどもも多くいます。このこどもたちを持つ保護者は、入所を期近に控えその喜びはひとしおでしょう。しかし、おびただしい自動車の流れの中に、かわいいこどもを送り出す保護者の心配もそれ以上でしょう。

かわいいこどもを交通事故から守るには、やはり家庭での正しい交通安全のしつけが第一です。入学に備え、今から次のことに心がけ、かわいいこどもを交通事故に会わせないようにしましょう。

① くり返し、くり返し教えることが最も効果的です。その行動へたとえば道路の

横断は、一度立ち止まって、右左をよくたしかめ、車のこないとき渡るなど)をくり返し行なわせ、理屈ぬきで、習慣的にそうした行動がとれるようにすることです。

② しつけは、ただ「危い歩きかたはやめなさい」では不十分です。道路の横断で保護者がいついそになつて、「まず右をみて、それから左をみて、もう一度右をみて」というように、具体的に教え、こどもに實際にやらせてみることです。

③ こどもの性格をよくつかんで、それに応じたしつけをすることが効果的です。また、こどもには本能と

というべき衝動性があり、これによつてふだんの教えをきき、前後の判断、是非を考へずに行動することもあるので（例えば、ある興味にひかれて急にどき出すことなど）、保護者はこのようなことをよく認識しておくことが必要です。

※学校へ送り出すとき

1. 安全な道路をえらび、あらかじめ通学路をきめておく。
2. 時間の余裕をとつて登校させる。
3. 持ち物はできるだけ少なくし、なるべく両手に持たせない。
4. 雨の日の服装は、黄色いレインコートなど遠くから目立つ色がよい。
5. 出かけるときには叱ったりせきたてたりして、子どもをイライラさせない。
6. 忘れものをさせないよう序

用品は前の晩に準備させ、朝はあわてなくてもよいように早目に起きる習慣をつける。

★ だより

佐井村教育委員会

○学童の

非行について

昨年八月以来、年末年始にかけて本村（西佐井）地区で数回にわたり、小中学校生徒による不祥事がありました。

関係各校と連絡、協議のうえ対策処置をしてみました。ごく一部の限られた子どもの問題としてだけ考え、放置し無関心であることは、今後大事にいたらしめることも心配されます。学校または本委員会の指導、対策だけにより解決できると思われません。敢てこのことを取り上げ、広

7. 「車に気をつけて」など必らず一声をかける。

く村民皆様の御協力をお願いしたいと存じます。

子どもに対して、明日の村づくりを託し、未来の夢をかけておられます。子ども大人の責任に於て「あやまち」がくりかえされぬよう気をつかってやりたいものと思います。

委員会としても、学校教育と西輪の関係にある社会教育の施策について大きな反省の機であることを痛感しております。

○新入学児童

について

昭和四五年四月に小学校に入学します新入生の予定者数は、次の表のとおりです。

本人は勿論ですが、家庭の方々と待ちどおしい春と思います。近日常に身体検査の日時、場

所を連絡します。

今のうちから通学時の車に対する気のつけ方などをくり返して語ってくださいと思います。

新入学児童数

学区	佐井小	川目分	矢越分	原田小	磯谷小	長後小	福浦小	牛瀬小	計
男	23	0	1	2	3	1	5	3	38
女	26	2	4	1	4	1	6	0	44
計	49	2	5	3	7	2	11	3	82

源泉還付申告書と

納税証明の請求

は早めに

二月一六日から三月一六日まで

では、申告所得税の申告と納税の時期にあたり、納税相談のた

くわーくは四番窓口で

め混雑のうえ事務がふくそ

うします。ので、源泉還付申

告書はなるべく二月一五日

ころまでに提出して早期に

還付を受けるようにしてく

ださい。また、納税証明は

できるかぎり二月一五日まで、

または四月以降に請求されます

ようおねがいします。

むつ税務署

所得税の確定申告と

納税は三月十六日まで

昭和四十四年分所得税の確定

申告は、二月一六日から三月一

六日までの間に行なわれます。

確定申告は、昨年一年間の所

得と税額を四月五日までに

申告と納税をすることになっ

ています。

商工業、農業などの事業所得

者や医師、弁護士などの自由業

得人のほか、給与所得者など、

給与以外に五万円以上の所得の

ある人は、確定申告が必要で

す。確定申告書を提出した人は、

個人事業税、住民税の減額を

提出する必要はありません。

申告の注意点

昭和四十四年分の所得税の確定

申告期は二月一六日からいま

ります。確定申告は、一年間の

所得とそれに対する税額を自分

で計算し、それを確定申告書に

記載して税務署に提出する納税

上の大切な手続である。

そこで、確定申告をするにあ

たり注意しなければならぬ点

について説明します。

一、税務署では、確定申告と納

税についての相談を、二月十

六日から受付しています。

また、地方によっては、市

町村役場などにも税務職員が

出張して相談に応ずることに

しています。所得の計算方法

や申告書の書き方などわか

らないことは、税務署などに

気軽に相談してください。

なお、税金を返してもらう

ための申告書は、二月十五日

以前でも税務署（役場）で受

け付けていますから、なるべく

く早目に申告してください。

二、昭和四十四年中に土地や

建物などを売った場合の所

得については、ほかの所得

と総合して税金を計算する

方法が、または、ほかの所

得とは切り離して税金を計

算する方法か、どちらが有

利な方法を選ぶことができ

るから、税務署などでよ

く相談して下さい。

三、確定申告をしなければな

らない人は、次のようなん

です。

昭和四十四年中の所得金

額が、基礎控除や配偶者控

除、扶養控除などの所得控

除の額の合計額をこえる人

へは、所得金額からこ

えらの控除額を差し引いた

金額を基として計算した税

額が、配当控除の額以下と

なる人は申告をする必要は

ない。

四、サラリーマンは、通常、

年末調整によつて税額が精算されるから、確定申告をする必要はないが、次のような人は確定申告をしなければならぬ。

- (一) 給与の収入金額が五百万円をこえる人。
- (二) 一ヶ所だけから給与を受けている人で給与所得や退取所得以外の所得金額の合計額が五百万円をこえる人。
- (三) 二ヶ所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入金額と給与所得や退取所得以外の所得の金額との合計額が五百万円をこえる人(に)だし、その年の給与の合計額が、三十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済掛金控除の額、生命保険料控除の額、損金保険料控除の額、障害者、老年者、寡婦、勤労学生の名

控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額との合計額以下で、しかも、給与所得や退取所得以外の所得の金額の合計額が五百万円以下の人には申告する必要はない。

(四) 家事使用人などで、給与の支給を受ける際に所得を源泉徴収されないこととなっている人。

(五) 同族会社の役員やこれらの人と親族関係などにある人で、その会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械器具の使用料などを受けている人。

(六) 昭和四十四年中に災害を受けたため、給与の源泉徴収税額の徴収猶予を受けた人、すでに源泉徴収された税金を返してもらっている人。

五、確定申告をする義務のない人

人でも、源泉徴収された税額や予定納税をした税額が納め過ぎとなる人は、確定申告をして、その納め過ぎの税金を返してもらうことができます。特に、次のような人は、税金が納め過ぎになっていないかどうかを確かめてください。

- (一) 配当や原稿料の収入が少なく、そのほかの所得と多くない人。
- (二) サラリーマンで、医療費控除や雑損控除、寄附金控除を受けることができる人。
- (三) 昭和四十四年の途中で退取したサラリーマンで、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。
- (四) 予定納税をしている人で、確定申告をする必要がなくなつた人。

六、確定申告をするとき、申告

書に添付したり、提示していただく書類があります。

その一般的なものには次のとおりですから、あらかじめ用意して下さい。そして、次の(一)～(四)の保険金や掛金で、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けた分については、改めて添付したり提示する必要はありません。

- (一) 医療を支払ったため、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
- (二) 小規模企業共済掛金控除(一)や一種共済契約はこの対象となり、二種共済契約は(三)の生命保険料控除の対象となる(二)を受ける場合は、支払った掛金の証明書。
- (三) 生命保険料控除を受け

る場合は、昭和四四年中に支払った生命保険料（契約者配当金がある場合は、それを差し引いた残額）が、一つの契約で九千円をこえるときは、その保険料の証明書。

(四) 損害保険料控除を受ける場合は、昭和四四年中に支払った保険料の証明書。

(五) 昭和四四年中に特定寄附金（国や地方公共団体への寄附金や大蔵大臣が指定した寄附金など特定の寄附金をいう。）を支出したため寄附金控除を受ける場合は寄附金を受け取った人の領収書など。

(六) 給与所得のある人は、勤務先から受け取った源泉徴収票。

(七) 公債・社債・預金の利子や証券投資信託の収益の分

配金、源泉分離課税を徴収した配当所得などについては、申告をする必要はない。また、源泉分離課税を徴収しない配当所得であっても、一銘柄につき一回の配当金額が二万五千円（年一回決算のものは五万円）以下であるものについては、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませるか、確定申告をして税金の精算をする（場合によっては源泉徴収された税金が返ることもある。）か、どちらか有利なほうを選ぶことができる。八、昭和四十四年分の所得と確定申告と納税は、三月十六日から三月十六日までである（通常の年は三月十五日までであるが、ことしは、三月十五日が日曜日にあたるので三月十六日となる。）

期限までに申告と納税をしないと、無申告加算税や延滞税がかつたり、延納ができなくなつたりするから、期限内に忘れずに申告と納税をしてほしい。

所得税控除一覧表

（昭和四四年分）

- 一、基礎控除 一六七、五〇〇円
 - 二、配偶者控除 一六七、五〇〇円
 - 三、扶養控除 一人につき 九五、〇〇〇円
ただし配偶者のいない場合の一人目 一〇七、五〇〇円
 - 四、生命保険料控除
（最高） 三七五、〇〇円
 - 五、医療費控除
（最高） 三〇〇、〇〇〇円
 - 六、損害保険料控除
短期のものだけの場合
（最高） 二〇〇、〇〇円
- その他の場合 一〇、〇〇〇円

七、障害者控除

一人につき 八七、五〇〇円
ただし、特別障害者にあつてはまる場合

一三七、五〇〇円
八、老年者、寡婦、勤労学生
控除 八七、五〇〇円

税務署

住宅資金

を貸付け

住宅金融公庫では、住宅改良資金、新築住宅資金を次により貸し付けすることになりました。

これらの資金を借り入れたい方は申込み下さい。

記

一、改良資金

受付期間

一月十六日から二月二十日

受付場所

よりの「住宅金融公事業
務取扱店」と表示した金融
機関。

貸付けできる工事

増築、改築、修繕等の工事
すは、これをあわせて行
なう工事。

貸付金の限度

工事に要する費用の七割以
内で、十万円から四十万円
まで。

説明会と聞く

新築住宅、改良住宅資金貸
付けについての説明会と次に
より聞きますから借入希望は
出席してください。

一、期日 二月十七日

八時半～十二時

二、場所 青年研修所

三、講師 むつ土木事務所

相馬建築構想室長氏

青森局の電話番号

が変ります

本県の主都青森電話局におけ
る市内局番および市外局番が次
のように変更になります。

(三月十五日から)

一、市外局番は「〇一七七」

二、市内局番は全部「ニケタ」
に。

現在の三局は——二二局ま
たは七六局

三局は——二二局または七

五局

四局は——三四局

五局は——三五局

六局は——六六局

七局は——七七局

ただし野内方面は三六局、幸

畑方面は三八局、荒川方面は

三九局

戸籍の窓口

一月分

お誕生おめでとう

坂井 敏也(父義美)福浦

興本 道絵(父道也)大佐井

吉瀬 浩美(父竜石)磯谷

沢野 佳子(父幸雄)牛込

宮澤 滝子(父敏男)矢越

山本 昭則(父豊太郎)中道

結婚おめでとう

能登 正則 大佐井

高橋キヨ子 旭川市

三村 芳美 百石町

木部 栄子 原田

樋口 忠 古佐井

畑中 幸子 大佐井

横田 照光 小樽市

横浜 シヨ 磯谷

小野崎忠美 青森市

五十嵐つと 磯谷

佐藤 唯一 原田

野屋 クミ 原田

柳田 弘 福浦

佐藤よし子 弘前市

越前 強 福浦

神 美津江 青森市

松沢 嘉彦 原田

坂本 京子 大崎町

大坂 優喜 川内町

水部サイ子 原田

東出 顕雄 古佐井

相馬 靖子 東京都

松本 鏡男 原田

小笠原フエ 立所川原市

逝去おくやみ申します

館原通太郎(克孝方)矢越

佐々木慶山(志孝方)古佐井

高橋仁三郎(静子方)大佐井

松本 なつ(定雄方)原田

田中 たま(正美方)福浦

辻 雅一(政利方)大佐井

佐賀 史尚(正尚方)古佐井

大石 かん(栄太郎方)長後